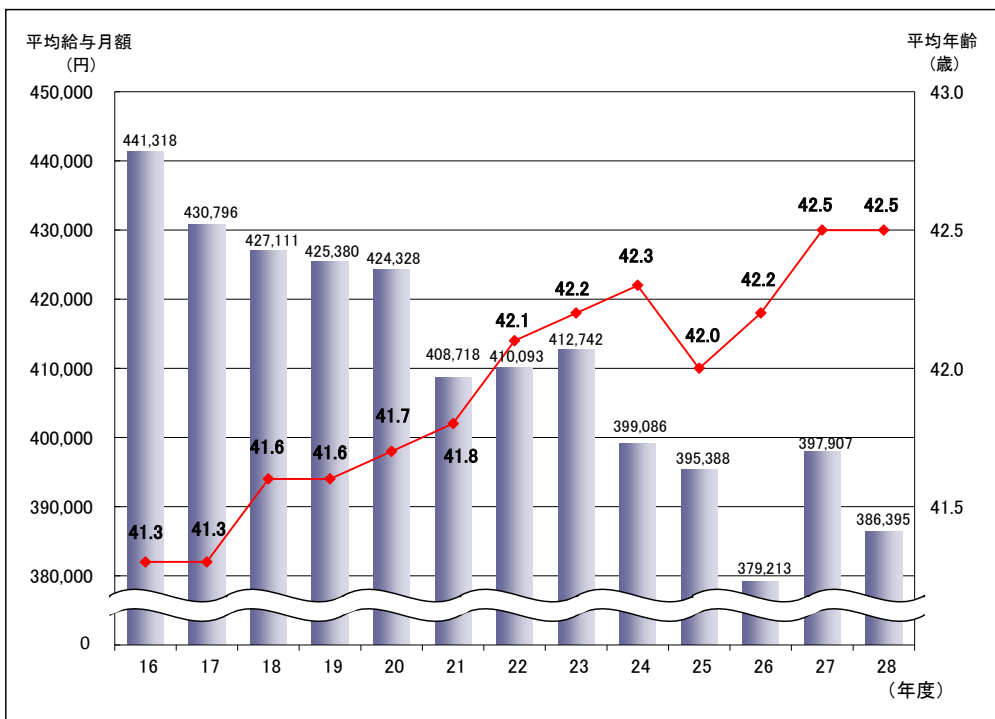


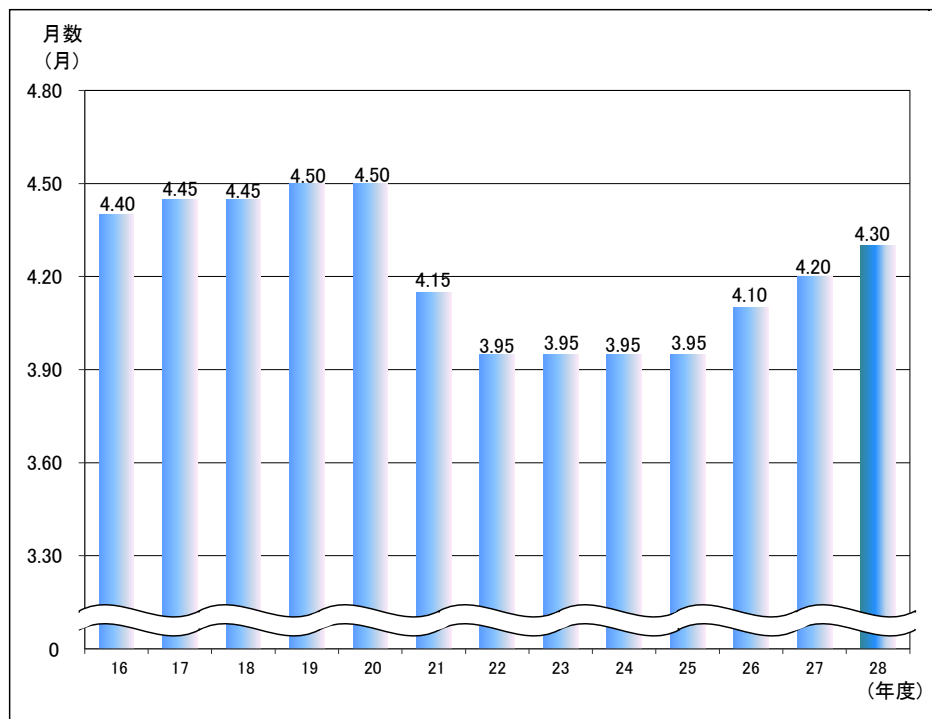
5 大阪市職員の平均年齢及び平均給与月額と期末・勤勉手当支給月数の推移

①行政職給料表適用者の平均年齢及び平均給与月額の推移



- (注) 1. 平成16年度～18年度、21年度～28年度は給与減額措置が実施されており、平均給与月額は減額後のものである。
 2. 平成18年度以前は派遣職員を含む。
 3. 平成27年度より、課長代理級を除く保育士及び課長代理級の消防吏員については行政職給料表適用者ではなくなった。

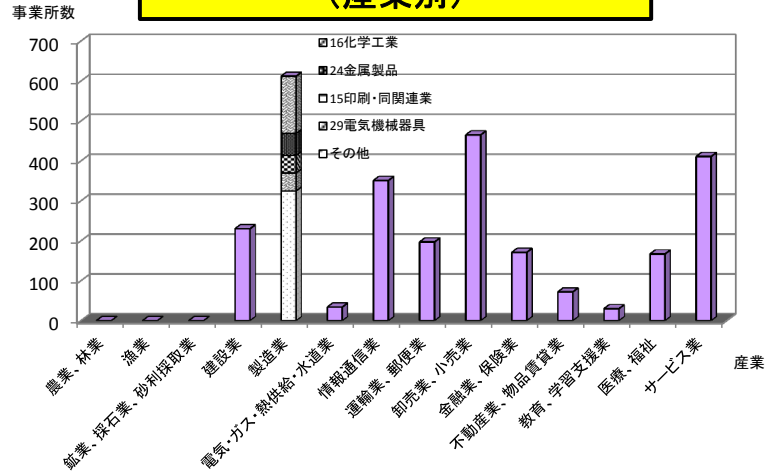
②期末手当及び勤勉手当支給月数の推移



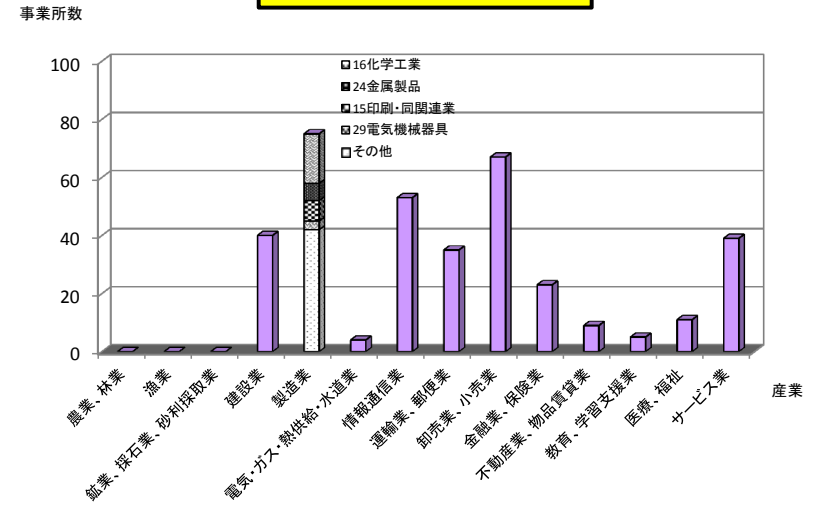
- (注) 1. 指定職給料表適用者を除く。
 2. 平成28年度については、人事委員会が勧告した月数である。

6 民間給与調査における調査事業所の状況

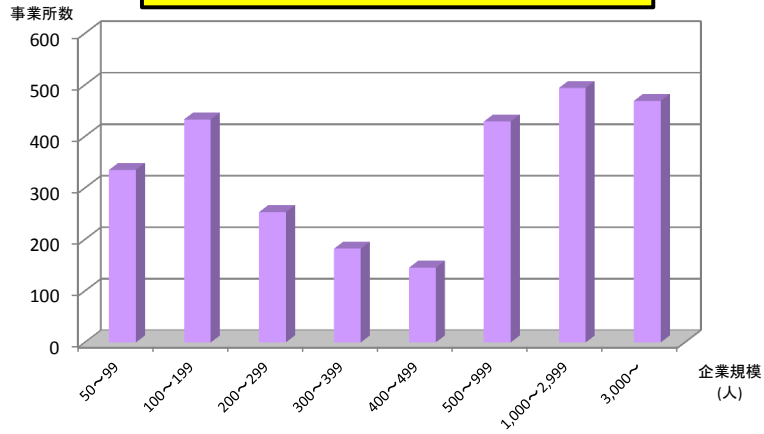
**調査対象事業所(母集団事業所)
(産業別)**



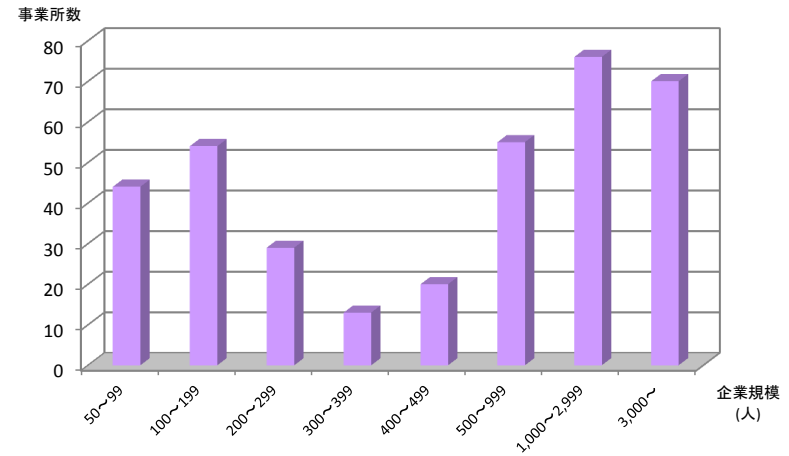
調査事業所(産業別)



**調査対象事業所(母集団事業所)
(企業規模別)**



調査事業所(企業規模別)

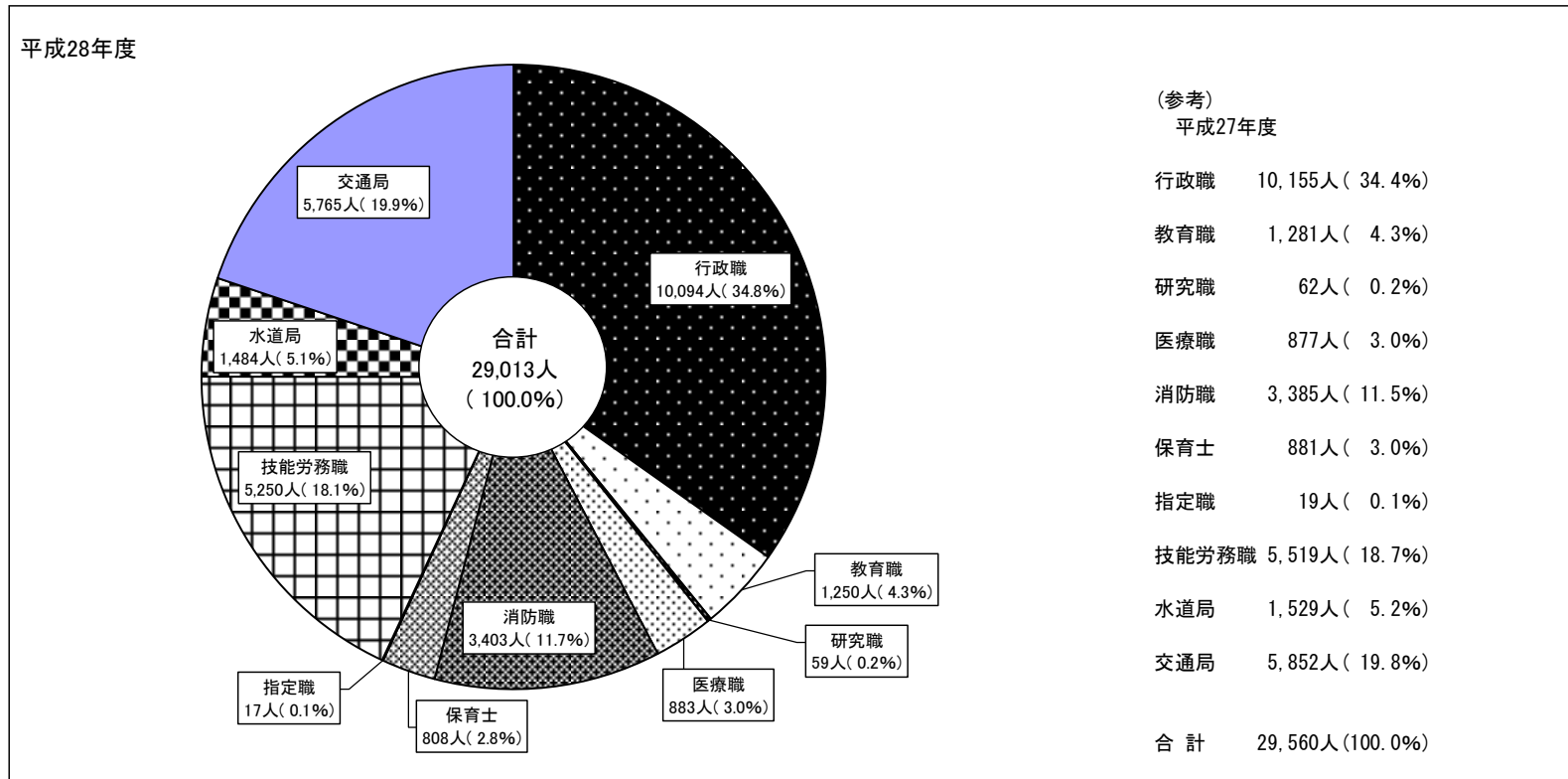


7 給料表別職員数及び構成割合の状況

(平成28年4月1日現在)

	行政職	教育職			研究職	医療職			消防職	保育士	指定職	技能労務職	水道局	交通局	合計
		高等学校等 教育職	小学校・ 中学校 教育職	幼稚園 教育職		(1)	(2)	(3)							
職員数	10,094人	995人	8人	247人	59人	50人	387人	446人	3,403人	808人	17人	5,250人	1,484人	5,765人	29,013人
構成比	34.8%	1,250人 4.3%			0.2%	883人 3.0%			11.7%	2.8%	0.1%	18.1%	5.1%	19.9%	100.0%

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。



8 給与勧告の手順

職種別民間給与実態調査(5~6月)

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所を人事院、大阪府人事委員会等と共同で実地調査 大阪市内438事業所(母集団2,740事業所)

事業所別調査

従業員別調査

・給与改定の状況
・各種手当の支給状況
・退職後の継続雇用制度状況
他

・ボーナス
(前年8月~
当年7月)

・4月分の給与
(新規採用者除く・民間従業員17,311人)
・初任給月額

大阪市職員実態調査

一般職の職員(臨時的任用職員、派遣職員、府費負担の教職員等を除く。)を調査

4月分の給与
(新規採用者除く・行政職給料表適用者)

大阪市職員と民間のボーナスの支給月数を比較する。

本委員会は、給与額の上下2.5%ずつ、合わせて5%のデータを公民比較の対象から除外する。

大阪市職員(行政職給料表)と民間の給与を比較
仕事の種類、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与をラスパイレース方式により比較(公民較差の算出)する。

情勢適応の原則(民間準拠)

生計費
経済・雇用情勢

給料表及び諸手当制度等の検討

国、他都市の状況

給与に関する報告及び勧告

市長

勧告の内容、条例改正等を検討

条例案提出

市会

条例案の審議

9 公民比較の方法（ラスパイレス比較）

個々の大阪市職員に民間従業員の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出するのが、ラスパイレス方式と呼ばれる比較方法です。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢別の大阪市職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに大阪市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

